

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和3年度）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。  
令和3年度においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 70,747千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 696,513千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	55,836	28,797	27,039	70,747
介護保険事業	177,510	16,335	161,175	
後期高齢者医療保険事業	52,445	40,452	11,993	
障害者相談支援事業	6,979	0	6,979	
重度心身障害児（者）医療事業	19,017	12,148	6,869	
障害者自立支援事業	136,671	106,237	30,434	
中山間地域介護サービス事業	6,025	3,650	2,375	
訪問入浴介護事業	3,482	0	3,482	
私立保育所運営事業	207,464	141,534	65,930	
予防接種事業	11,531	1,313	10,218	
総合健診事業	13,317	957	12,360	
母子保健事業	6,236	852	5,384	
合計	696,513	352,275	344,238	